Ⅱ、教育問題全般に関わる質問（ダイジェスト版）

【文科省出席者】 弟子丸知樹　総合教育政策局　教育DX推進室　DX企画係長
7名　水島　淳　初等中等教育局　初等中等教育企画課　専門官
矢野正敬　総合教育政策局　教育人材政策課　教員免許企画室室長補佐
岡村　眞　総合教育政策局　教育人材政策課　教職員研修係長
田端　紳　総合教育政策局　教育人材政策課　企画係長
池田真信　初等中等教育局　教科書課　教科書検定調整専門官
古島裕太　大臣官房　総務課専門官

1．ICT教育についての質問

〇事前質問　(1)「教育データ利活用ロードマップ」では、要配慮個人情報を含む機微情報が収集対象となっている。
①データ収集利活用は、児童生徒保護者の同意が前提か。同意できない生徒への対応は。
②教育データの蓄積から「子供の学校での心理状況がわかる」「子供の興味関心がよりわかる」等内心に関わる情報も把握可能となっている。憲法19条に関わる問題をどう考えるか。
(2)「生涯にわたる学びの環境整備（40ページ）」に関しての質問。
①「学習者の識別子(ID)」は全国の児童・生徒が設定対象か。付与を拒否する生徒への対応は？
②マイナンバーカードと学習者のIDの紐づけの理由と、検討結果を出す時期。
③教育上の指導を目的として収集した情報が、生涯学習にも用いられると目的外利用ではないか。

●用意された回答　　弟子丸知樹　総合教育政策局　教育DX推進室　推進室DX企画係長

教育データの利活用によって、子どもたちの様々な理解に繋がったり、学校の先生方にとってきめ細かい細かな指導・支援につながるので、教育の質の向上につながる。実際に学校の先生方などから教育データの利活用を進めて良いころがたくさんある、実際に助けになっていると、積極的に取り組みを進めるべきとお言葉をいただくことが多い。

一方で教育データの利活用について、個人情報、セキュアリティー、プライバシーの課題など認識している。質問(1)「教育データの利活用」では、「同意の必要な場面」とか、プライバシーの確保等に関する懸念について課題を解決していけるよう現在検討を進めており、我々の方でQ＆A集の作成を進めている。

(2)IDについてのご懸念は、政府全体で今検討を進めている最中で、新設されたデジタル庁や個人情報保護委員会とも連携して検討していくものであって、何か現時点で方針が定まっているというところではない。

〇会場からの質問　　外山

ICTに関してこれだけのロードマップを作って、答えられるものがないとはちょっと信じられない。Q＆Aはいつまでに作成されるのか。その際に個人情報保護とかプライバシーの件をきちんとしっかり検討して欲しい。

学習者の識別子（ID）これを設定するのは、文科省、経産省、総務省、デジタル庁、或いは各自治体のどこなのか。

マイナンバーについての回答もなかったが、「転校時のデータの持ち運び」だけの理由で紐づけるのか。

〇会場からの質問　　近

これは絶対にお答えできないと思うんで、お答えは結構。ICTの、Cはどこへいっちゃったのか。我々が心配しているのは、デジタル導入による生徒の教育の問題。発達に問題を起こさないか、文科省は研究しているか。

●会場質問への回答　　弟子丸知樹　総合教育政策局　教育DX推進室推進室DX企画係長

教育データの利活用について、「データの利活用のロードマップ」は論点であったり今後の施策の方向性をお示したもので、具体的な検討はこれからとなる。Q＆Aは年度末までに策定する予定である。

児童生徒のIDについてのご質問は、デジタル庁と連携しながら検討していく課題である。教育分野については、教育固有でIDが必要なのかというふうな論点も含めて検討しているところで、具体的に現在決まっていることはない。

マイナンバーカードの活用の仕方について現在文科省で検討している最中である。

2，埼玉超勤裁判で争点になっている「給特法」に関する質問

〇事前質問　(1)教員の自主的・自発的労働は労働時間ではないのか。「指揮命令に基づく勤務」と「自主的な判断で自発的に行う勤務」を機械的に分けて前者しか労働時間として認めない解釈を改められたい。
(2)低賃金長時間労働が常態化している「定額働かせ放題」の現状を改善し、教員に最低限の健康で文化的生活を保障するために、校長が本来行うべき労働時間管理義務を徹底べきではないか。

●用意された回答　　水島　淳　初等中等教育局　初等中等教育企画課　専門官

そもそも現在の「給特法」は、教師の職務が自発性・創造性に基づくものが大きくどこまで職務に当たるか切り分けがたいという特殊性を踏まえて、時間外勤務手当を支給しない代わりに教職調整額を支給している。いわゆる「超勤4項目」（実習、行事、職員会議、非常事態）の場合のみ、時間外勤務命令を出せる仕組みになっている。ただ法制定から半世紀が経過し、教師に求められる仕事の内容も変化してきている。平成28年度に行った「勤務実態調査」においても、法制定当時の想定を大きく超える長時間勤務の実態が明らかになっている。

こういったことから令和元年に「給特法」改正し、時間外在校等時間を上限月45時間以下になるように、校長や管理職は仕事の分担や勤務時間の把握をするという指針を、各自治体で条例や規則に規定する仕組みを導入した。

裁判関係では、先日東京高裁で原告敗訴という結果が出たが、まだ最高裁があるので引き続き見守りたい。もう一点、大阪地裁判決は大阪府側が控訴しなかったので確定したが、問題になったのは長時間勤務自体というより、長時間勤務をさせて管理職がそれに対して何もしなかったことへの安全配慮義務違反が指摘された。

〇会場からの質問　　花輪

先ほど大阪の事例では、公務災害が認定されたから校長の健康安全配慮義務が認められた。常態化している教員の長時間労働は、管理職の安全配慮義務がきちんと行われていない結果ではないか。

2番目に、「教員の職務の特性」と言うが、私立や国立とどこが違うのか。2月に労基署から国立大付属高校に未払い賃金15億円の支払いが命じられている。国立と公立とはどこが違のか聞きたい。

3つめに、2019年給特法改正の参議院の附帯決議に「2～3年後を目処に、教職員の勤務実態調査を行った上で、その結果に基づき所要の措置を講ずる」とある。もう3年たっているがどうなっているか。

〇会場からの質問　　近

先ほど、教職員の勤務実態を調査する、と言ってたが、先日の埼玉県の問題の高裁判決では、教職員の勤務については正しく把握することができないからあきらめてくれ、というような判決だった。本当の実態調査ができるのか。

●会場質問への回答　　水島　淳　初等中等教育局　初等中等教育企画課　専門官

大阪の事案は、過度に長時間労働に及んだのに校長が特に何も行わなかったケースなので安全配慮義務違反が認められたと承知している。管理職たる以上、業務の内容や時間を把握管理する責任があることは認識している。

二つ目、「勤務の特殊性」で国立や私立との違いについて、私立の方でどのように勤務時間管理や超勤命令出しているかは正直承知していないが、公立は地方公務員の一員で、どこからが管理職からの職務命令でどこからが自主的で創造的な活動なのか、ということ切り分けが難しいところを以て「特殊性」という考え方になっている。

さきほどの付帯決議はもちろん承知しており、今年8月と10月と11月に勤務実態調査を行っており、その結果も踏まえて法制度的なあり方を含めて検討していくということになっている。

勤務実態調査とは、どの業務、結構細分化しているが、どれくらい時間かかったを調査するもので、職務命令とは関係なく実際にその先生が個人が、何にどれくらい業務に当たったかを測定するので、それは測定可能と考えている。

3，「従軍慰安婦」などの歴史用語の教科書記述に関する質問

〇事前質問　文科省が2021年9月8日「訂正申請承認」で教科書会社に「自主的」な形で「教科書記述」変更を強制したことは、「学問の自由、言論・表現・出版の自由」の蹂躙である。どのように考えるのか。

●用意された回答　　池田真信　初等中等教育局　教科書課教科書検定調整専門官

ご指摘の説明会は、昨年4月の閣議決定された答弁書について、その内容等を発行者が確実に把握し、必要に応

じて訂正申請が可能となるよう、必要な情報を提供する目的で行われたもので、訂正を行うような圧力をかけたものでは決してない。いずれにしろ文科省として、教科書検定制度に則り今後とも教科書検定を適切に行って参りたい。

○会場からの質問　　小野（Zoom）

先ほどの話では、圧力をかけたものではないと言いながら、現実には役員が会議に参加してその後すぐに各教科書会社が申請に応じている。現実にはそれは強制という実態になっているのではないか。

●会場質問への回答　　池田真信　初等中等教育局　教科書課　教科書検定調整専門官

説明会の場で示したスケジュールは、あくまでもひとつの参考で、実際にはその後でも訂正申請を受け付けた。いずれにしても、教科書の訂正申請は発行者から訂正を受け付けるという仕組みになっており、今年度の教科書でも「日本史A」でいうと7点全点「慰安婦」そのもの自体はちゃんと扱っているという状況で、「圧力」とは考えていない。

4. 教員免許更新制廃止と新たな研修制度問題

○事前質問　(1)「教員免許更新」制度を廃止する理由は何か。文科省としては行政責任をどのようにとるのか。

(2)「新たな研修制度」について

①「研修実施者」「指導助言者」はどういう職にある者が担当するのか。手当・報酬等もあるのか。研修計画は、学校ごとの研修計画も可能か。「研修実施者」と「指導助言者」とは職階か。

②「研修に関する記録」は、公文書か任意の文書か。「指導助言」の記録は個人情報なので文書として流通させることは問題ではないか。「研修に関する記録」は教員の処遇と連動しないか。

③新たな「研修」の体制でも研修の自主性は前提となっていると考えて良いか。

●用意された回答 4(1)　　矢野正敬　総合教育政策局　教育人材課教員免許企画室室長補佐

教員免許更新制は、教師の学びの機会の拡大、大学の教師の資質能力の向上に関する関与の拡大など、一定の成果をあげてきたと認識している。一方で、常に最新の知識・技能を学び続けることと整合的でないとか、現場に即した学びの実施が困難といった課題があったと認識している。本年1月の実態調査においては半数以上の自治体が、免許状の未更新または更新手続の負担感などにより臨時的任用教員を採用できなかったことを要因にあげていた。

今回の教員免許更新制の発展的解消により、現在教壇に立っていない免許保有者（休眠の方）については何らかの手続もなくそのまま有効な免許状として使用できるので、産休・育休代替等の臨時的任用としての採用しやすくなった。教員免許更新制には、有識者や関係団体への意見聴取や各種調査など様々な観点から検討を行い、その上で中央教育審議会の答申を踏まえて制度の設計を行ったところで、適切なプロセスが踏まれたものと考えている。

●用意された回答 4(2)①②③　岡村眞（総合教育政策局教育人材政策課企画係長）

①の研修実施者、指導助言者については、今年度5月に改正された『教育公務員特例法』によって規定されている。研修実施者とは研修を行う主体。第20条の規定で原則任命権者。指導助言者とは、市町村教育委員会または任命権者。このふたつはいずれも手当等は定められていない。また、両者の間に職階を設けるということもしていない。

教員研修計画は教育公務員特例法22条4項※(1)に、任命権者は3項において※(2)定められている指標を踏まえて定めることとされている。校内の研修計画は任意での作成が可能。校長のリーダーシップの下に研修リーダー等を校内に設け、教員の自立的主体的な学習意欲を尊重しながら組織的継続的な研修が行いうる。

②の「研修等に関する記録」は来年の4月に義務づけとなる。この扱いについては個人情報保護に関する法律に基づき適切に対応することになる。これは、管理職による各教師の資質の向上に関する指導助言の際に活用されるもので、人事評価とは目的が異なる。ただ研修を行った結果として発揮した能力やあげた業績は、人事の評価の対象。

③の自主研修は、一人一人の教師が自らの専門性を高めて主体的に研修を行うために教師の意欲と主体性を尊重することも、重要なことと承知している。研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励の仕組みがあり、教師と管理職が研修履歴を活用しながら対話を行い、それを踏まえた研修の実施や今後の奨励を行うことを基本である。

※＜記録者注＞　条文の引用の誤りと思われる。

下線部(1):『教育公務員特例法』22条4項は、「22条の4」の誤り。下線部(2):同じく、「22条の3」の誤り。

○会場からの質問　　青木

文科省が「指針」を作成するとなっているが、どういうふうに作成するのか全く分からないのでその点お伺いしたい。

第2点は、このように学校が研修浸けになると、ただでさえ忙しい教員がこれからますます研修で忙しくなる。

●会場質問への回答　　岡村 眞　総合教育政策局　教育人材政策課企画係長

今回法改正に関するパブリックコメントは、もう少しで公開される。そこにも、時間は限られているし内容等を精選してやった下さいと書いてある。他に、自主的に行う研修を任命権者が認めれば記録しても構わないとも書かれており、教師の自主的な学びも大切にしつつ、記録すべきところは記録していくという立て付けになっている。

5. 教員不足問題について

○事前質問

(1)教員不足により憲法の「教育を受ける権利」が侵害されている状況は、「教育行政の失敗」ではないか。

(2)文科省は、教員不足の根本的な原因がどこにあると考えているのか。

●用意された回答　　田端 紳　総合教育政策局　教育人材政策課企画係長　5(1)(2)

文科省が昨年度実施した教師不足に関する実態調査では、令和3年度の年度当初時点で2500人以上の教師不足。今年度は6県政令市で意見交換を行ったところによると、依然として厳しい状況が生じている。

教師不足の要因としては、大量退職と大量採用に伴うものと、特別支援学級等の見込み以上の増加によるなど、教師需要の見込以上の増加という側面が非常に大きいものと考えている。それによって採用倍率が低下等が起きている。講師協力者がなくなっていることも背景にある。こういう状況を踏まえて、教員の採用者数についてより長期的に精度を高めていくこと、加えていわゆる教職がブラックであるという話によって教師をめざす層が減っているという側面もあるので、「教師の働き方改革」を引き続き進め、処遇の改善について検討を進めていきたい。

○会場からの質問　　永井

一体何人くらいになったら「教育を受ける権利」の侵害と認めるのか。2000人でなければ、1万人か、2万人か。

●会場質問への回答　　田端 紳　総合教育政策局　教育人材政策課企画係長

明確に何人超えれば憲法違反なのかをお答えするのは困難である。他方、昨年度実施した教師不足に関する実態調査では、義務標準法に基づく教職員定数は100%を越えている。もちろんスポット的に教師不足がたくさん発生しているところはあるし、憂慮すべき問題であると考えており、教職を目ざす方を増やすための取り組みも行いつつ、この問題について文科省として厳しく見守り対策を検討していく必要があると思っている。

6. 安倍元首相「国葬」閣議決定に伴う弔意・半旗掲揚・黙とうの強制について

○事前質問　文科省は、中曽根康弘元首相の「政府と自民党の合同葬」の時と同じように、安倍元首相「国葬」への弔意・半旗掲揚・黙とう等を全国の学校・教員・子どもたちに強制する「通知」を行う予定なのか。

●用意された回答　　古島裕太　大臣官房　総務課専門官

先週松野官房長官が発言された通り、国民一人一人に弔意を求めるものであるといった誤解を招くことのないように、地方公共団体や教育委員会等の関係機関に国の方から弔意表明の協力方お願いすることはない。

○会場からの質問　　小野(Zoom)

中曽根元首相の時は内閣自民党葬だったが、全国で弔意を強制された。今回安倍元首相個人の葬儀の時にも、文科省は通知を出さなかったが、実際は弔意を強制するような事態があった。今回はそのようなことは絶対に無いか。

○会場からの質問　　小田(Zoom)

都教委は半旗の掲揚について「特段のご配慮をお願いします」と校長の判断の余地を与えない通知をした。弔旗の強制をしないのであれば、弔旗・黙祷・校長講話はなしと、都道府県の教育委員会に通知すべきだ。

●会場質問への回答　　古島裕太　大臣官房　総務課専門官

中曽根元総理の合同葬儀の際は、閣議了解があったので要望書という形で、最終判断は各自治体や教育委員会に委ねられた。今回は文科省の方が特に通知をする予定がないので、各自治体において適切にご判断いただく。